

4. 執行機関関係

(7) 長の再議等に関する調（平成26年4月1日から平成28年3月31日まで）

① 都道府県分

ア 総括表

(単位：件)

都道府県名	再議に付した件数	再議の結果			
		当該事件が不成立に終わったもの	前の議決どおり再議決したもの	修正議決したもの	長の再議を認めたもの
大阪府	8		1		7
合計	8	0	1	0	7

イ 長の一般的拒否権に基づく再議

都道府県名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備考
大阪府	大阪府情報公開条例一部改正の件	特別顧問・特別参与の活動を原則すべて公開することは、自由な議論・意見交換を阻害するおそれがあり、また公開すべき活動の場が相当数存在することから、業務の負担が著しいため。	再議を認容	① H26. 3. 5 ② H26. 6. 6 ③ H26. 6. 6 ④ H26. 6. 6	議員提案
大阪府	大阪府議会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例制定の件	協議書づくりの場に相応しい協議会委員に改めるよう、大阪府・大阪市特別区設置協議会規約に基づく委員の推薦方法の見直しが行われたところであり、本条例に基づき委員の推薦手続を変更することにより、本協議会の円滑な運営に支障が生じるため。	再議を認容	① H26. 7. 25 ② H26. 7. 25 ③ H26. 7. 25 ④ H26. 7. 25	議員提案 臨時会招集有（告示日H26. 7. 18【議長告示】、会期H26. 7. 25）
大阪府	大阪府議会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例制定の件	協議書づくりの場に相応しい協議会委員に改めるよう、大阪府・大阪市特別区設置協議会規約に基づく委員の推薦方法の見直しが行われたところであり、本条例に基づき委員の推薦手続を変更することにより、本協議会の円滑な運営に支障が生じるため。	再議を認容	① H26. 8. 15 ② H26. 8. 15 ③ H26. 8. 15 ④ H26. 8. 15	議員提案 臨時会招集有（告示日H26. 8. 8【知事告示】、会期H26. 8. 27）

都道府県名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備 考
大阪府	大阪府情報公開条例一部改正の件	特別顧問・特別参与の活動を原則すべて公開することは、自由な議論・意見交換を阻害するおそれがあり、また公開すべき活動の場が相当数存在することから、業務の負担が著しいため。	再議を認容	① H26. 10. 21 ② H26. 10. 27 ③ H26. 10. 27 ④ H26. 10. 28	議員提案
大阪府	平成27年度大阪府一般会計予算の修正議決	①「運輸事業振興助成補助金」について、中央団体（全日本トラック協会）出損金を増額し、その財源を財政調整基金繰入金とする修正議決が行われたため。 ②「私立幼稚園振興助成費」について、預かり保育助成事業にかかる補助金を増額し、その財源を国庫補助金及び財政調整基金繰入金とする修正議決が行われたため。 ③「天保山客船ターミナル整備調査検討事業費補助金、天王寺動物園夜間開園設備整備事業費補助金及び難波宮跡公園整備事業費」について、その全額を減額する修正議決が行われたため。	再議を認容	① H27. 3. 17 ② H27. 3. 17 ③ H27. 3. 17 ④ H27. 3. 18	議員提案

都道府県名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果		①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備 考
大阪府	大阪戦略調整会議の設置に関する条例一部改正の件	改正により、会議の運営に関する事項が、出席委員全体の過半数で決することとされた場合、広域自治体の長として取り組むべき行政課題が、他の団体の意向により、適時適切に取り扱われない恐れがあるため。	再議を認容		① H27. 8. 26 ② H27. 9. 2 ③ H27. 9. 2 ④ H27. 9. 2	議員提案
大阪府	大阪府情報公開条例一部改正の件	特別顧問・特別参与の活動を原則すべて公開することは、自由な議論・意見交換を阻害するおそれがあり、また公開すべき活動の場が相当数存在することから、業務の負担が著しいため。	再議を認容		① H28. 3. 7 ② H28. 3. 24 ③ H28. 3. 24 ④ H28. 3. 24	議員提案
計	7件	/	当該事件不成立	0件	/	/
			前の議決どおり再議決	0件		
			修正議決	0件		
			再議を認容	7件		

ウ 違法な議決・選挙に対する長の再議・再選挙

都道府県名	再議に付した又は再選挙を行わせた		再議又は再選挙の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	総務大臣に対する 審査の申立ての有無		裁判所への出訴の有無		備 考
	事項	理由			審査申立ての経過	出訴の経過			
大阪府	大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦にかかる動議	本動議により「これまで協議会に対して行った府議会からの委員の推薦を全て取り消す」ことは、府議会として推薦する府議会議員を決定し、協議会に推薦したことについて、全て過去に遡って取り消すものであり、府議会の権限を越えるものであるため。	前の議決どおり再議決	① H26. 10. 9 ② H26. 10. 9 ③ H26. 10. 17 ④ H26. 10. 23	無		無		議員提案
計	1件		当該事件不成立 0件 前の議決どおり再議決 1件 修正議決 0件 再議を認容 0件 再選挙 0件		有 0件		有 0件		

エ 長の執行不能と認める再議 <該当なし>

②市町村分
ア 総括表

(単位：件)

都道府県名	再議に付した市町村数	再議に付した件数	再 議 の 結 果			
			当該事件が不成立 に終わったもの	前の議決どおり 再議決したもの	修正議決したもの	長の再議を認めたもの
北海道	1	1		1		
秋田県	1	1			1	
福島県	1	3		1	2	
茨城県	3	3		2		1
埼玉県	1	1				1
千葉県	2	9		9		
東京都	1	1				1
神奈川県	1	1		1		
長野県	1	1				1
岐阜県	1	1				1
愛知県	1	1		1		
滋賀県	1	1		1		
大阪府	3	5		1		4
和歌山県	1	1		1		
熊本県	3	4				4
鹿児島県	2	2	1		1	
合計	24	36	1	18	4	13

イ 長の一般的拒否権に基づく再議

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備考
北海道	芽室町	芽室消防団条例の修正議決に対する再議	消防組織法で求める条例制定要件のうち消防組織法第23条において定めることになっている「消防団員の身分取扱い等」についての記載が削除され、消防団設置における要件が不足しているため	前の議決どおり再議決	① H27. 10. 21 ② H27. 10. 21 ③ H27. 10. 21 ④ H27. 10. 21	
福島県	金山町	金山町監査委員の選任に関する同意について	任期満了に伴い、新しく選任する必要があるため	修正議決	① H27. 3. 6 ② H27. 3. 12 ③ H27. 3. 26 ④ H27. 3. 26	その職に選任する者の変更
福島県	金山町	金山町教育長の任命に関する同意について	任期満了に伴い、新しく任命する必要があるため	修正議決	① H27. 3. 6 ② H27. 3. 12 ③ H27. 7. 27 ④ H27. 7. 27	その職に任命する者の変更
福島県	金山町	辺地総合整備計画の変更について	事業推進に係る財源確保のため	前の議決どおり再議決	① H27. 9. 16 ② H27. 9. 16 ③ H27. 12. 22 ④ H27. 12. 25	否決
茨城県	牛久市	牛久市土地開発基金条例を廃止する条例の修正議決	当該基金は迅速な土地取得を可能にし、かつ、補助金を効果的に活用できるなど財政面において欠くことのできない有益な基金であり、この廃止は市民にとっても重大な損失であるため	再議を認容	① H26. 9. 11 ② H26. 9. 25 ③ H26. 10. 5 ④ H26. 10. 5	原案否決 なお、原案は議員提案である。
埼玉県	新座市	新座市保育料徴収条例の一部を改正する条例	保育料の決定に係る市町村民税の所得割記載額に誤りがあったため	再議を認容	① H27. 2. 19 ② H27. 2. 19 ③ H27. 2. 24 ④ H27. 2. 24	原案否決
千葉県	八千代市	平成26年八千代市議会第3回定例会における「議案第3号八千代市市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の制定について」の議決に係る再議	市民ギャラリーの開館時間を午前10時から午後5時までとし、展示室ごとの日額使用料を各展示室の面積に応じて3,700円から7,000円の範囲で定めることとしていたが、修正議決では、市民ギャラリーの開館時間を午前9時から午後8時までと4時間拡大し、展示室ごとの日額使用料を5,800円から10,900円の範囲に6割弱引き上げていることから、健全な財政運営と市民福祉の維持との両立をより困難にしまうため、適切ではないと判断し、再議に付した。	前の議決どおり再議決	① H26. 9. 2 ② H26. 9. 26 ③ H26. 10. 9 ④ H26. 10. 9	

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備 考
千葉県	印西市	平成26年度印西市一般会計補正予算（第8号）の修正議決	オリンピックの競技場・事前キャンプ地の誘致は、大きなシティープロモーション効果があり、多方面にわたる地域振興の起爆剤となる。修正議決により削除された経費については、当該誘致を推進するための経費であり、当会期において認められなければ効果的な誘致活動等が行えないため	前の議決どおり再議決	① H27. 3. 6 ② H27. 3. 12 ③ H27. 3. 12 ④ H27. 3. 12	
千葉県	印西市	平成27年度印西市一般会計補正予算（第1号）の修正議決	オリンピックの競技場・事前キャンプ地の誘致は、大きなシティープロモーション効果があり、多方面にわたる地域振興の起爆剤となる。修正議決により削除された経費については、当該誘致を推進するための経費であり、当会期において認められなければ効果的な誘致活動等が行えないため	前の議決どおり再議決	① H27. 3. 6 ② H27. 3. 12 ③ H27. 3. 12 ④ H27. 3. 12	
東京都	小金井市	（仮称）小金井市新福祉会館建設検討委員会設置に関する条例	市長としての政策意思に反するものと認められるため	再議を認容	① H28. 3. 3 ② H28. 3. 28 ③ H28. 3. 31 ④ H28. 3. 31	原案（議員提案）否決
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	議会からの修正案は、「条例中の給与制度改正のうち激変緩和措置の経過措置の削除」を行おうとするもので、それに対し、市長からは、「本改正条例は、地方公務員法第55条の規定に基づく交渉を職員組合と重ねた結果であり、今回の修正案の内容は、職員組合との交渉を経ずに、激変緩和措置を削る内容である」という理由から、再議書が提出されました。	前の議決どおり再議決	① H26. 9. 30 ② H26. 9. 30 ③ H26. 9. 30 ④ H26. 9. 30	
長野県	木島平村	平成26年度木島平村一般会計補正予算案（第2号）の修正議決	「農の拠点施設整備事業」に係る補正予算案に係る歳入歳出減額修正議決については、市長としての政策意思に反するものと認められるため	再議を認容	① H26. 5. 30 ② H26. 6. 12 ③ H26. 6. 12 ④ H26. 6. 12	村長提出原案否決→議会提案修正案可決→再議 議会提案修正案再議決（2/3）とならず→村長提出原案可決
岐阜県	関市	関市中山間地域振興基本条例の制定についての再議	条例の制定意義と議決までの手続について異議があるため	再議を認容	① H26. 12. 8 ② H26. 12. 19 ③ H26. 12. 25 ④ H26. 12. 25	原案否決

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備 考
愛知県	名古屋市	名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例に対する再議	名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成23年名古屋市条例第15号）の制定については、平成23年4月27日、全会派の共同提案により、民意による成案を得るため、当分の間、特例措置として議員報酬を年800万円とする内容にて、全会一致で可決されている。 それにもかかわらず、議会において特例措置の議員報酬を引き上げる内容の条例が、民意による成案を得るための手続を経ることなく議決されていることから、異議を申し立てるものである。	前の議決どおり再議決	① H28. 3. 8 ② H28. 3. 8 ③ H28. 3. 18 ④ H28. 3. 18	
滋賀県	甲良町	平成27年9月定例会 議案第45号 平成27年度一般会計補正予算(第2号)	この議案は、地方自治法第176条第1項の規定する法令により、再議に付す。町民の生命や財産を守るため、防災に強いまちづくりを進める上において適切で無いとの判断をしたため。	前の議決どおり再議決	① H27. 9. 4 ② H27. 9. 18 ③ H27. 9. 18 ④ H27. 9. 18	
大阪府	大阪市	大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例案の議決	校長の採用を「原則として公募により行うものとする」から「公募により行うことができる」とする部分については、制度の問題ではなく、採用の問題に起因するものであるため。	再議を認容	① H26. 5. 27 ② H26. 5. 27 ③ H26. 5. 27 ④ H26. 5. 30	原案（議員提案）否決
大阪府	大阪市	大阪府会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例案の議決	大阪府・大阪市特別区設置協議会の委員については、本市では既に、市会運営委員会で、各会派の所属議員数の比率を反映した委員構成によることとされており、本条例案における委員の推薦手続と同様であることから、本条例を制定する必要性は見出せないため。	再議を認容	① H26. 7. 25 ② H26. 8. 7 ③ H26. 8. 7 ④ H26. 8. 11	原案（議員提案）否決
大阪府	大阪市	大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例案の議決	校長の採用を「原則として公募により行うものとする」から「公募により行うことができる」とする部分については、制度の問題ではなく、採用の問題に起因するものであるため。	再議を認容	① H26. 8. 7 ② H26. 8. 11 ③ H26. 8. 11 ④ H26. 8. 11	原案（議員提案）否決
大阪府	堺市	平成27年議員提出議案第25号堺市職員の政治的行為の制限に関する条例の再議について	当該条例は、本市において立法事実が存在しないことから、その必要性がないものである。	再議を認容	① H27. 9. 3 ② H27. 9. 29 ③ H27. 9. 29 ④ H27. 9. 29	原案（議員提案）否決
大阪府	河南町	平成27年度河南町一般会計補正予算（第3号）	町制施行60周年記念事業は、本町の地域活力の創出、住民各層の交流、郷土愛の醸成、地域の魅力発信に資するものであり、その予算が修正議決されたことにより、事業の円滑な執行が困難となるため。	前の議決どおり再議決	① H27. 12. 3 ② H27. 12. 3 ③ H27. 12. 3 ④ H27. 12. 18	

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備 考
熊本県	菊陽町	菊陽町議会基本条例の議決	<ul style="list-style-type: none"> ・町行政の執行に支障が生ずるため ・条例事項（議決事件）が条例に定められていないため 	再議を認容	① H26.12.18 ② H26.12.18 ③ H26.12.29 ④ H26.12.29	原案（議員提案）否決
熊本県	益城町	財産の交換、譲与、無償交付等に関する条例の一部を改正する条例の再議の件について	地方自治法及び条例に想定されていない事項であるため。町長の裁量権に踏み込むものであり、議会と執行部の信頼関係を損ないかねないものであるため。	再議を認容	① H28.3.15 ② H28.3.15 ③ H28.3.24 ④ H28.3.24	原案（議員提案）否決
熊本県	多良木町	平成27年度多良木町一般会計予算の修正議決	歴町50選事業費の実施に必要な事業費について、減額削除する修正議決が行われたため。	再議を認容	① H27.3.17 ② H27.3.17 ③ H27.3.20 ④ H27.3.20	原案（議員提案）否決
熊本県	多良木町	多良木町学校給食費助成金交付条例を定めることについて	予算を伴う政策条例であるにも関わらず、その財源の裏付け等に関して、執行部との協議がなされていないものであるため。	再議を認容	① H27.3.20 ② H27.3.20 ③ H27.3.30 ④ H27.3.30	原案（議員提案）否決
鹿児島県	東串良町	町長の給与の減額支給に関する条例	議員発議により町長給与を3割減給で可決されたが納得できなかったため、再議に付した。	当該事件不成立	① H27.6.23 ② H27.6.23 ③ H27.7.3 ④ H27.7.3	

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備 考
鹿児島県	肝付町	平成27年度肝付町一般会計予算	平成27年度一般会計予算のうち、公の施設運営に必要な指定管理委託料は、年間を通じた必要経費として積算し計上したものであるが、修正されたことにより、当該年度の指定管理に係る契約締結に支障をきたすことが予想され、多くの町民や利用者へ多大な迷惑を掛けることになる可能性があることから、再議に付するものである。	修正議決	① H27. 3. 27 ② H27. 3. 27 ③ H27. 3. 30 ④ H27. 3. 30	平成27年度一般会計予算が提案され(① 54,800千円)、その原案に対する修正案(予算委員会修正案)が本会議で可決された(② 21,800千円)。その後、②で修正可決された予算が再議に付され、採決の結果②で修正可決された予算が否決された(③ 21,800千円)。この時点で予算案は、原案(①)に戻ったが、ここで議員から修正案(議員発議)が出され、採決の結果、議員修正案(④ 41,100千円)が可決された。
計	20団体	26件		当該事件不成立 1件 前の議決どおり再議決 9件 修正議決 3件 再議を認容 13件		

ウ 違法な議決・選挙に対する長の再議・再選挙

都道府県名	市町村名	再議に付した又は再選挙を行わせた		再議又は再選挙の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	都道府県知事に対する 審査の申立ての有無	裁判所への出訴 の有無		備考
		事項	理由				審査申立ての経過	出訴の経過	
秋田県	潟上市	農業委員会委員の推薦について	法第117条違反のため	修正議決	① H26. 6. 10 ② H26. 6. 10 ③ H26. 6. 18 ④ H26. 6. 24	無	無	無	当初議決された被推薦者2人のうちの1人について、再議を経た結果、当初議決された者とは別の者が被推薦者として議決された。
茨城県	常総市	人権擁護委員の推薦について	法第117条違反のため	前の議決どおり再議決	① H27. 6. 10 ② H27. 6. 10 ③ H27. 6. 24 ④ H27. 6. 24	無	無	無	当該議員を排斥し再議決
茨城県	阿見町	議員の発言の取り消しについて	法第117条違反のため	前の議決どおり再議決	① H27. 6. 19 ② H27. 6. 19 ③ H27. 6. 19 ④ H27. 6. 19	無	無	無	当該議員を排斥し再議決
千葉県	印西市	議員が総務企画常任委員会で発言した内容に対する懲罰動議について	地方自治法第134条、印西市議会委員会条例第18条及び印西市議会会議規則第161条違反のため	前の議決どおり再議決	① H26. 10. 3 ② H26. 11. 27 ③ H26. 12. 18 ④ H26. 12. 18	有	H27. 1. 8審査申立 H27. 2. 16関係資料提出 H27. 2. 27弁明書に対する反論書提出 H27. 3. 27棄却裁定	無	議員提案 同日付けの3件については、1件にまとめて再議に付した
千葉県	印西市	本会議において陳謝しなかった議員に対する懲罰動議について	地方自治法第134条、印西市議会委員会条例第18条及び印西市議会会議規則第161条違反のため	前の議決どおり再議決	① H26. 10. 3 ② H26. 11. 27 ③ H26. 12. 18 ④ H26. 12. 18	有	H27. 1. 8審査申立 H27. 2. 16関係資料提出 H27. 2. 27弁明書に対する反論書提出 H27. 3. 27棄却裁定	無	議員提案 同日付けの3件については、2件にまとめて再議に付した
千葉県	印西市	議長の退去命令に従わないこと及び議事進行を妨害した議員に対する懲罰動議について	地方自治法第134条、印西市議会委員会条例第18条及び印西市議会会議規則第161条違反のため	前の議決どおり再議決	① H26. 10. 3 ② H26. 11. 27 ③ H26. 12. 18 ④ H26. 12. 18	有	H27. 1. 8審査申立 H27. 2. 16関係資料提出 H27. 2. 27弁明書に対する反論書提出 H27. 3. 27棄却裁定	無	議員提案 同日付けの3件については、3件にまとめて再議に付した
千葉県	印西市	告発について	民法第709条及び印西市議会会議規則第14条第1項違反のため	前の議決どおり再議決	① H27. 2. 12 ② H27. 2. 12 ③ H27. 2. 12 ④ H27. 2. 12	無		無	議員提案（発議案第2号）
千葉県	印西市	告発について	民法第709条及び印西市議会会議規則第14条第1項違反のため	前の議決どおり再議決	① H27. 2. 12 ② H27. 2. 12 ③ H27. 2. 12 ④ H27. 2. 12	無		無	議員提案（発議案第3号）
千葉県	印西市	会派「市民」所属議員の調査妨害に関する決議	憲法第13条及び第21条、民法第709条並びに印西市議会会議規則第14条1項違反のため	前の議決どおり再議決	① H27. 2. 12 ② H27. 2. 12 ③ H27. 2. 12 ④ H27. 2. 12	無		無	議員提案
和歌山県	新宮市	庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約について	当該契約について、議決を求めた際に地方自治法第117条の規定に違反して当該議員の除斥を行わず議決の手續が行われたため	前の議決どおり再議決	① H27. 6. 16 ② H27. 6. 18 ③ H27. 6. 23 ④ H27. 6. 25	無		無	当該議員を排斥し再議決
計	5団体	10件		当該事件不成立 0件 前の議決どおり再議決 9件 修正議決 1件 再議を認容 0件 再選挙 0件		有 3件		有 0件	

エ 長の執行不能と認める再議（法第177条第1項の再議）
 <該当なし>